省令基準	43条許可基準	包括同意基準(案)		分類	
1号 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること	1 「広い空地」とは、安定的・日常的に利用可能な状況にある空地をいい、その空地に2m以上敷地が接すること				
これに類する公共の用	2 農道整備事業による道、土地改良事業による道その他これらに類する法上の道路と同等の機能を有し通行上支障のない道に敷地が2m以上接すること	〜エのいずれかに該 当するものであって、 道の所有者又は管理 考とその道の通行に	ア 農道整備事業による道 イ 土地改良事業による道 ウ 漁港区域内の道(漁港漁 場整備法により漁港施設 として整備された道) エ 臨港地区内の道(港湾施 設としてとして整備された道)	公	4m以上の幅員が確保されて
物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難	3 (1) 敷地と道路の間に川、運河その他これらに類 する水面又は公共空地が存在する場合で、 有効に2m以上敷地が接しており、管理者の 承諾が得られているもの	在する川、運河その他これらに類する水面又は公共空地がア〜エのいずれかに該ること管理者から占有許可・使用承諾が得られた橋・通路によって敷地と道路が有効に接しているもの (ア〜エ以外の公共空はア〜エ以外の公共空は	(水面に橋を架けたもの) イ 里道 ウ 道路事業等による道路 予定地(拡幅用地) エ 河川用地	4共団体の管理用地	空地またぎ
	3(2)1) 現に通行の用に供されている河川・海岸管理 用通路、市町村所有地等の幅員4m以上の 公共用地で、管理者と通行について協議され ており、通行上支障のないものに有効に2m 以上敷地が接するもの 3(2)2)	路が、ア又はイに該当	ア 河川・海岸管理用通路 イ 国・県・市町村の所有す る公共用通路		4m以上の幅員が
	現に通行の用に供されている幅員4m以上 の境界が明確な通路で、将来的に確保が確 実と判断されるものに有効に2m以上敷地が 接するもの			民私 有道 地	か確保され
	3(3)1) 現に建築物が立ち並び通行の用に供されている幅員4m未満1.8m以上の市町村道又は市町村所有の認定外通路等で、将来的に4m以上となることが確実と見込まれるものに有効に2m以上敷地が接するもの			管理用地将来的に幅	
	3(3)2) 現に建築物が立ち並び通行の用に供されている幅員4m未満1.8m以上の境界が明確な通路で、将来的に4m以上となることが確実と見込まれるものに有効に2m以上敷地が接するもの				   5 並 び あ り
	3 (4) 建築物の立ち並びのない幅員4m未満1.8 m以上の市町村道又は市町村所有の認定外 通路等で、市町村が道路事業等により、その 幅員を将来的に4m以上に整備する方針の ある通路に有効に2m以上敷地が接するもの			管理用地公共団体の	立ち並びなし
	3 (5) 総合的に判断(通行の用に供されている、空 地を現状以上に確保、安全水準を高める 等)				·

